

岐阜県公報

第二千九百六十六号
平成三十年七月二十四日

(火曜日)

目次

告 示

保安林の解除をしようとする旨の通知
保安林に指定する予定である旨の通知
都市計画下水道事業の変更認可(公共下水道)

(治 山 課) 四八三
(同 課) 四八四
(下 水 道 課) 四八四

公 示

公共測量の実施
公共測量の終了
開発行為の工事の完了

(用 地 課) 四八四
(同 課) 四八五
(建 築 指 導 課) 四八五

告 示

岐阜県告示第三百八十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成三十年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
恵那市明智町字大小屋九八九の二二五、九八九の二二六
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

岐阜県告示第三百八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成三十年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所

- 二 恵那市明智町字大小屋九八九の二九四、九八九の二九五
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

岐阜県告示第三百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

岐阜市大字城田寺字大橋六二二の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により海津市都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二

条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

海津市

二 都市計画事業の種類及び名称

海津市都市計画下水道事業 海津市公共下水道

三 事業施行期間

平成二十一年十一月三十日から

平成三十六年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

公 示

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局高山国道事務所長から公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局高山国道事務所

二 作業種類

公共測量（地形図作成）

<p>開発許可(変更許可)番号及び年月日 岐阜県指令岐西建築第二七号S10 平成二七・二二・一〇</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称 羽島市上中町長間字流二四〇七番一、二四〇七番三、二四〇八番一、二四〇九番一、二四一一番一、二四二二番一、</p>	<p>公共施設の種類の 道路</p>	<p>公共施設の位置及び区域 開発登録簿による</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名 羽島市上中町一色四六七 日興製薬株式会社 代表取締役 日 置 雅 治</p>
<p>三 作業期間 平成三十年七月十七日から 平成三十一年二月二十八日まで</p> <p>四 作業地域 高山市</p> <p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局高山国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成三十年七月二十四日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 作業機関 国土交通省中部地方整備局高山国道事務所</p> <p>二 作業種類 公共測量(基準点測量)</p> <p>三 作業期間 平成三十年七月五日から 平成三十一年二月二十八日まで</p> <p>四 作業地域 高山市</p>				
<p>公共測量の終了</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により垂井町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成三十年七月二十四日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 作業機関 垂井町</p> <p>二 作業種類 公共測量(基準点測量)</p> <p>三 作業期間 平成三十年六月十一日から 同 年七月五日まで</p> <p>四 作業地域 不破郡垂井町</p> <p>開発行為の工事の完了</p> <p>次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成三十年七月二十四日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>				

<p>同岐阜西建築第三九号の五〇 同二八・五・二四 同岐阜西建築第二六号の二九 同二九・一・二・二五</p>	<p>二四二番一、二四三番一から二四三番四まで、二四四番から二四四〇番まで、二四二番一、二四八五番五、二四八八番から二四九一番まで、二四九二番一から二四九二番三まで、二四九三番から二五〇〇番まで及び二五〇一番一</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>安八郡安八町森部二四一六番地の一 株式会社リユウセイ 代表取締役 渡 辺 康 司</p>
<p>同岐阜西建築第一五号の二七 平成三〇・二・二二一 同岐阜西建築第一六号の二〇 平成三〇・一・三一</p>	<p>羽島郡岐南町徳田九丁目一三四番、一三五番、一三六番の一部、一四〇番三、一四〇番四及び一四一番一</p>	<p>道路、下水</p>	<p>同</p>	<p>岐阜県岐阜市茜部大川二丁目一九番地一 株式会社まごころ住宅 代表取締役 藤 村 典 久</p>
<p>同岐阜西建築第二二号の二 平成二九・五・三一</p>	<p>安八郡神戸町大字下宮字村前一三四番一、一三六番一、一三七番一、一三八番一、一三九番一及び一四〇番一</p>	<p>道路、緑地</p>	<p>同</p>	<p>安八郡神戸町大字神戸一八九七番地の一 株式会社箕浦 代表取締役 箕 浦 浩 二</p>
<p>岐阜西建築第一九九号 平成二八・一・二二一 岐阜西建築第一九九号の二 同二九・一・三〇 岐阜西建築第二四二号 同三〇・四・九 岐阜西建築第二〇〇号 同三〇・六・二〇</p>	<p>揖斐郡大野町大字寺内字村西三九二番一、三九二番九から三九二番二二まで、四一九番三、四三〇番一、四三〇番二、四三三番四の一部、四三三番五、四四三番二の一部、四四三番四、同町大字野字広坂三三三番一、三三三番二、三三三番九の一部、三三三番四の一部、三三九七番一、三三九七番二、二四〇四番の一部及び大野町所管法定外公共物(水路) (第一工区)</p>	<p>道路、広場、水路</p>	<p>同</p>	<p>大垣市今宿六丁目五二番地一八 岐阜県土地開発公社 理事長 宗 宮 正 典</p>
<p>岐阜県指令岐阜西建築第五五号 平成二八・一・三〇 同岐阜西建築第四四号の七 同三〇・五・二九</p>	<p>揖斐郡大野町大字下礪字道下三二三番二 外二七筆</p>	<p>水路</p>	<p>同</p>	<p>岐阜県揖斐郡大野町大字大野八〇番地 大野町長 宇佐美 晃 三</p>
<p>同中建築第六三号の四 平成二九・一・三〇</p>	<p>美濃加茂市新池町二丁目六九番一、七〇番一、七一番一、七二番一、七四番一、七五番及び七六番一</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>石川県白山市松本町二五二二番地 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青 木 宏 憲</p>

平成三十年七月二十四日発行

発行者
岐阜県

岐阜市数田南二丁目一番号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜県文芸社